

短期大学機関別認証評価委員会（第2回）議事録

1 日 時 平成16年6月18日（金）10：00～13：00

2 場 所 学術総合センター 11階 1113-1114会議室

3 出席者

（委員） 大塚，大野，上條，佐藤，澤井，関根，館，鶴見，野口，丸山，森脇，
山内，吉田の各委員

（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，神谷学位審査研究部長，袖山助教授，
米澤助教授，馬場評価事業部長，河本企画調整室長 外

4 議 事

（：委員，：事務局）

委員長 ただいまから短期大学機関別認証評価委員会を開催します。

議事（1）は，独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則（案）等についてです。これは，前回委員会での審議の際に，細則の第5条第4項についてご意見が出されました。その後，私と副委員長及び事務局で検討し，本日の資料として提出させていただきました。それでは，事務局から説明願います。

資料1をご覧ください。前回提示した第5条第4項のうち「ただし，会議に出席し発言することを妨げない」という記述については，前回委員会でのご指摘のとおり削除いたしました。

また，自己の関係する短期大学について，第5条第4項では，評価部会，専門部会及び運営小委員会には適用されますが，本委員会には適用できないため適用できるよう，第6条という形で整理をしています。

また，第3条について，他の認証評価委員会でご指摘があり，前回提示させていただいたときには，「専門の事項を調査」となっていたものを，「特定の専門事項を調査」と改めております。

資料2について，前文のところですが，細則の修正に伴う，条ずれの整理を行いました。1の趣旨の3行目から4行目に，「細則第7条に定めるもののほか」としてありますが，こちらも，他の認証評価委員会で根拠を明確にした方がよいというご指摘があり，あわせて修正させていただく案としておりま

す。

資料3について、前文のところ、資料2と同様に細則の条ずれを修正・整理するものです。

委員長 細則(案)は、前回、各委員からご意見が出されましたので、第5条第4項のただし書き以降を削除する案です。それから、第4項だけは、「委員及び専門委員は」となっておりましたが、それ以前は「評価部会は」となっており、誤解しやすいということもありましたので、第5条の第4項を、第6条という独立した条として立てました。したがって、それ以降が1条ずつ繰り下がり、それに伴い、資料2、3についても、条文についての修正を行いました。何かこの修正案につきましてご意見ございますでしょうか。特にご意見がないようですので、提案どおりご承認いただきました。どうもありがとうございました。

細則の規定について、本日は第2回の会議ですので、第1回の会議の日付の決定という形で整理をさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員長 よろしくお願いします。

次に、議題(2)の短期大学機関別認証評価実施大綱(案)及び短期大学評価基準(認証評価)(案)について、事務局から説明願います。

資料4は短期大学機関別認証評価実施大綱(案)に対する意見対応表で、対応案の一覧です。表の構成について、まず左側に、大綱の見え消しを入れております。中ほどに、前回委員会でご紹介させていただきました、大綱に対する各団体からの意見を載せております。大綱に対する意見ですが、黒丸と白丸に分けており、短期大学機関別認証評価実施大綱に対する意見は白丸で整理をし、大学機関別認証評価実施大綱に対する意見にあっても、短期大学の大綱に関連する部分がございますので、それを黒丸で整理しております。右端に、対応状況等ということで、案を整理しているものです。

1ページ目の「はじめに」の部分で、こちら最初は「政令で定める期間(7年以内)」としていたのですが、そこは「7年以内ごとに」ということで、最後に法令を括弧書きに入れるという形での整理、その次のパラグラフの3行目は、「・」を入れるという字句修正、「実施いたします」というのは、文章の並び上「実施します」という形での字句修正、そして最後のところに、「大綱本文の冒頭ページと、「はじめに」において表現が違っているので、整理をした方が良いのではないか」というご意見がありましたので、その意見を踏まえて文言の修正を行ったものです。それから、2ページ目の「評価の目的」について、機構という整理は「はじめに」のところ、一度説明済みでありますので、機関別認証評価という説明はそのまま導入するという形にしております。それから、機関別認証評価につきましては、短期大学に関することを明確に記しているものです。下の段の「評価の基本的な方針」のところですが、こちらと同様に、「機構の設定する」を削除、「行います」というのを「実施します」という形で

の字句修正を行っているところです。真ん中の段の1つ目の白丸は、「評価基準の内容の数が多すぎて、小規模な短期大学にとっては評価が難しく、重点化、簡素化が必要である」というご意見でしたので、評価基準の基本的な観点を適宜整理いたしました。後ほど資料5でご覧いただければと思います。

それから、2ページ目の下の白丸は、「短期大学のために別の評価基準を設定する必要があるのか」というご意見でしたので、右の対応案では「短期大学については、認証評価制度上、大学とは別途評価基準を作成することが必要。短期大学評価基準はその基本的な考え方、構成などは大学評価基準と同様のものとなっているが、短期大学の特徴を踏まえ、大学とは別の規定となっている部分もある」という対応でいかがかということです。

3ページ目の黒丸は、大学機関別認証評価実施大綱に対する意見ですが、「機構の示す評価の枠組みに基づき」というその「枠組み」が何を指すのか不明確とのご意見で、「評価の枠組み」というものを、「機構の示す短期大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項」と、ご意見を踏まえて文言の修正を行いました。

4ページ目の「評価の実施体制等」についてですが、字句の修正のほかに、これまで大綱、基準では、「評価チーム」という用語を使っていたが、細則で出てきておりますとおり、「評価部会」という名称にしておりますので、用語の整理をあわせて行っています。それから、「(1)評価の実施体制」の最後のパラグラフについて、「評議員会」というのを入れておりますが、評価担当の内専門委員は、評議員会の議を経ずに決定しますので、こちらの規定との整理を再度させていただきます。

「(2)評価担当者」に対する意見として、中ほどに、「自己評価担当者に対する研修を十分実施していただきたい。機構側の評価担当者の研修も十分行っていただきたい」というご意見がありますが、それらに対し、大綱での対応は行わず、実際の運用面で対応することはいかがかという案です。

5ページ目については、字句の修正となっています。

6ページ目で「評価の実施方法等」の「(2)評価のプロセスの概要」に対して、「資料の用意のために膨大なエネルギーを使わなければいけないことは避けるよう配慮いただきたい、フォーマット等をつくって簡単に書き込みができないか」というご意見がございました。それへの対応として、「自己評価書は、各短期大学が、それぞれの目的に照らして作成されるものであり、適切な根拠資料に基づく分析等が必要。なお、自己評価書の記述例及び基準ごとの自己評価に必要な根拠資料の例については、自己評価実施要項作成の際に検討し、提示する」という案でいかがかということです。また、「機構における評価」に対して、「基準を満たしていない」の判定は、客観的に判定するのは難しいと思うが、点数化するのか」というご意見がありますが、具体の判定方法につきましては、今後、自己評価実施要項、評価実施手引書等で検討していくということです。そのほか、字句の修正が多少ございま

すので、ご覧いただければと思います。

7ページ目につきましても、表現上の若干の修正がございます。

8ページ目の「評価のスケジュール」ですが、こちらも「評価チーム」を「評価部会」と置き換えること、1月末には評価結果案ではなくて、評価結果を通知するという形での用語の整理及び字句の修正です。

9ページ目で、評価を実施するに当たっての評価費用のところ、**「評価費用はいつ確定するのか」というご質問**です。それに対して**「現在、評価費用については検討中である」ということ**です。

10ページ目について、1つ目の黒丸の大学機関別認証評価実施大綱に関する意見ですが、**「評価の時期を明確にすべきである」というご指摘**、それから、**「特定の年度に評価を希望する大学が集中することも考えられる」という指摘**です。評価の時期につきましては、意見の趣旨を踏まえて文言の修正を行い、当初、**「評価を希望する前年」となっていたのですが、「評価の実施を希望する前年度の」という形で明確に修正**しました。それから、**「特定の年度に評価の申請が集中するのではないか」とのご意見**に対しては、**「認証評価の申請予定年度等について意向調査を実施」**するという対応案です。**「変更の届け出」**について、**「変更の届け出」は、教育課程と教員組織だけとしてあるが、どういう趣旨か**のご質問に対して、**変更の届け出が必要な場合は、教育課程と教員組織だけでなく、学科・専攻科の改組やキャンパスの移転なども含まれる**ということで文言の修正を行い、具体的に**「どういう場合に届け出るか」というのは、当初大綱案にありましたとおり、別に定める**ということ、す。

9ページ目の評価費用の関係のご質問に対して、**検討中**ということのご説明をさせていただきましたので、あわせて資料6のご説明をさせていただきたいと思っております。**「評価費用の徴収についての考え方（案）」**に関してですが、**認証評価機関として申請の前にはこの額を決定する必要があり、その際には、**昨年の機構の評価事業の在り方検討会議の中間まとめにおきまして、**「他の評価機関とのイコール・フットィング等の観点も踏まえることが必要」と提言**がなされており、そのことにも留意する必要があります。これらを踏まえまして、中ほどに、**基本的な考え方の(1)**として、**評価手数料については、評価するために必要な費用を基本とする**ということで整理させていただいてございます。その**必要な費用**というのは何かというのを、**(ア)**で提示させていただいておりますが、**実際に評価するために必要な経費は、具体的には、**個々の評価を具体的に審議する**認証評価委員会等の開催経費、** 書面調査に必要な**経費、** 訪問調査に必要な**経費**としております。**(イ)**といたしまして、**機構が事業運営を行うために当然必要な経費**については、**個々の対象短期大学には課さないものとし、**具体的には、**評価基準の作成、**評価方針等を審議する**委員会の経費、** **評価基準等の周知、**いわゆる**広報的な部分の経費、** **機構の**人件費については、**個々の対象短期大学には課さないこと**でどうかということ、す。**(2)**といた

しまして、学科等の増に伴って、評価担当者を増員する必要があるということから、短期大学の「規模及び分野」を考慮して額を設定するということがかということ、そして評価手数料は「各短期大学の規模及び分野にかかわらず、各短期大学に共通的に賦課する経費」と、「学科・専攻科等の構成状況に応じ、これを単位として増額される経費」の合計額とし、この基本的な考え方をもとに、具体的な評価手数料を算出していくこと、その実際の評価の申請に当たっては年度によって増減が予想されますが、その基準額は変動させないということがかかということ。この基本的な考え方をもとに、具体の金額を設定し、今後算定していきたいと考えております。

次に、お手元の資料5をご覧ください。

1 ページ目の「はじめに」において、1 つ目の意見で、「評価基準(案)は短期大学設置基準のレベルなのか、又は高等教育機関としてのファーストステージとしての教育基準のレベルなのか明示してほしい」というご意見がございました。その対応ですが、「評価は各短期大学の目的等に基づき行うものであるため評価基準で一定のレベルを定めるのは困難である。その判断は実際の評価において委員会によって行うものであるため、具体的な対応はしない」という案です。2 つ目の丸ですが、こちら後段の方にまとめて記載されているとおり、「職業教育と密接なつながりを保ちつつ、専門学校等との競合の中で地域のニーズに伝えていかなければいけない 地域貢献を特色として強調できる選択的評価事項の内容設定が必要である」というご意見がございました。その対応として、「正規の教育課程における地域貢献については、目的への記述及び独自の観点の設定により対応が可能である。正規の教育課程に関する事項を選択的事項とするのは、本評価の趣旨にそぐわないものと考えられる」という案です。このほか、評価基準につきましては、字句の修正、文言の整理等も行っていますので、ご覧いただければと思います。

2 ページ目の真ん中の白丸ですが、「研究」と「地域貢献」が抜けているイメージがある、「教育」、「研究」、「地域貢献」の3つが重要であろう、「地域貢献」を選択的評価事項とした理由は何か」というご意見がございました。それに対しまして、「選択的事項は正規課程以外の教育サービスであって「地域貢献」ではない。正規の教育課程における地域貢献については、目的への記述及び独自の観点の設定により対応が可能である。正規の教育課程に関する事項を選択的事項とするのは、本評価の趣旨にそぐわないものと考えられる」という対応案です。

3 ページ目は、字句の修正を行ったものです。

4 ページ目ですが、「基本的な観点の説明が「～いるか」という表現になっているが、「～の状況」というふうに工夫してはどうか」というご意見ですが、その対応として「「基本的な観点」は、基準を満たしているか否かを判断するための重要な要素となることから、現状のスタイルが適当と判断した」

とする案です。評価基準の方で後ほど基準6の意見に対応するものですが、字句の修正をさせていただいております。

5ページ目についても、字句の修正でございます。

6ページ目で、「教員の教育活動を評価し、改善するための体制が整備され、機能していること」と基準3-3にありましたが、こちらは教育改善に関する基準ですので、基準9にまとめて整理することはいかがかという修正案でございます。最後、括弧書きのところに、「例えば～考えられる」とありますが、後ほど基準5のところの意見への対応案と同様です。

7ページ目で、基準3-3を基準9に移すこととあわせ、基本的な観点の3-3- をこの基準では削除させていただき、3-3- は3-2の方に結合するという案でいかがかという修正案です。

8ページ目の基準4ですが、黒丸で、「アドミッション・ポリシーについては、社会の認識度を加えることが重要である」というご意見がございましたので、これまで「公表されていること」となっていたのを、「公表、周知されていること」という表現で修正してはいかがかという対応案です。白丸ですが、「「アドミッション・ポリシー」、「ファカルティ・ディベロップメント」の如きカタカナ語は用いるべきではないのではないか」というご意見への対応ですが、「大学改革における用語として定着しているものであり、置き換えるべき適切な日本語が定着しておらず無理に日本語に置き換えるとかえって混乱を招くおそれがある」のではないかとこの案です。

9ページ目ですが、最後に黒丸で、「下回る場合も「大幅に」を付すべきではないか」という意見がございましたが、その意見の趣旨を踏まえて、「大幅に下回る」という表現に修正している案です。

10ページ目で、シンポジウムにおいて出された意見ですが、「基準5の基準及び基本的な観点は多い、細かいということで、簡潔に整理してはどうか」というご意見がございましたので、こちら、基本的な観点は10ページ以降出てまいりますが、整理・統合する案を提示させていただいております。

11ページ目ですが、こちらもお意見としては、同様に「項目が多過ぎ、他の基準とはレベルが違うものが入っている、また、括弧内の指摘は、単に例示なのか必須記入項目であるのか」というご意見に対して、基本的な観点を統合し、それから、括弧内の文言は例示であることを明示した案です。左側の評価基準案ですが、まず、5-1- を、5-1- に統合しており、それから、5-1- については、12ページ目にあるように、基準5-2に移動しております。5-1- ですが、5-1- へ結合して、基準5-1につかまして、これまで8個あった観点を5個に整理してはどうかという案です。

12ページ目ですが、5-2- については、基準9の方で整理してはどうかということで削除してございます。5-2- は、逆に、先ほど基準5-1の方から移動してきたものでございますので、基準5-2につかましては、観点が5個ということになっております。それから、括弧内には例示が示され

ていましたが、例示については、それぞれ文頭に「例えば」、文末に「考えられる」と付け加えることで、例示であることを明確に示しております。12ページ目の下から13ページ目にかけて専攻科課程の記述ですが、準学士課程と同様の修正案です。

14ページ目ですが、基準6の「学生に身に付けさせる」というのは「学生が身に付ける」の表現が適切ではないか、「養成する人材像」は意味不明である」というご意見がございましたので、基準6と基本的な観点で、それぞれ意見の趣旨を踏まえて文言の修正を行っています。

15ページ目ですが、基準については、「体制が整備、機能している」というのを、それぞれ「適切に行われ」という形での字句の修正を行っております。また、趣旨については、国際交流等に関し、「留学生への支援が取り上げられているが、在学生に対する海外留学への奨励も非常に重要である」というご意見があり、その対応案ですが、「在学生に対する海外留学への奨励を短大の目的の1つとしている場合は、独自の観点として設定することにより対応可能であると考えている。（全ての短大に一律に適用する必要はないと思われる）」ため、修正しておりません。趣旨の下から3行目の、「特別な支援が必要な者」という表現に、括弧書きで「留学生、社会人学生、障害を持つ学生など」という表現がありましたので、趣旨の第4パラグラフの表現も修正しております。基本的な観点についても、体制・整備等、及び括弧書きの中の例示の表現等について修正しております。

16ページ目も同様です。

17ページ目で、「教室」とあったのを「講義室」と整理をさせていただきました。

18ページ目も若干の字句修正、及び先ほど基準3にありましたところをこちらに移して、基本的な観点の9-1-1のところに、改善に結びつけるとともに、「教員組織の構成に反映させるためのシステム」という形で挿入しております。

19ページ目の9-1-1でも、「それぞれの質の向上を図るとともに」という字句を挿入しております。

20ページ目の基準10で、「公立短期大学の場合 財務について 基本的な観点に1人当たり学生経費、1人当たり研究交付金などを入れてはどうか」というご意見がございました。それへの対応案ですが、「基本的な観点において、特定の設置者による短期大学(公立短期大学)を想定して観点を設定することは、機構の意図に反するため、現状のままとした。なお、各短期大学の独自の観点として、自己評価することで対応は可能である」ということです。

22ページ目についても字句の修正です。

25ページ目ですが、研究目的の達成状況に対して、「造形、デザイン関係の学科については、教員の研究活動の成果として、論文、学会発表だけではなくて、制作や作品の展覧、発表が大きな役割を示し

ているので、今後考慮の上検討していただきたい」というご意見がございましたので、それは、研究目的の達成状況についての評価方法等の今後の検討の際、考慮するという事です。また、研究目的の達成状況について、趣旨が今までありませんでしたので、今回事務局で、準備委員会等から現在までのご議論を踏まえて整理させていただきました。趣旨といたしましては、研究活動は基本的な活動の1つである。短期大学の目的によってさまざまな形が考えられる。個々の研究の水準に関しては、研究目的のあり方によって異なる。目的が達成されるために目標設定が行われて、それが達成していることを示さなければならない。他方で、目標設定や研究の計画的遂行が過度なしばりとなって、自由で独創的な研究活動の妨げにならないように注意が必要である。柔軟性と改善への志向を持ちながら、短期大学としての研究活動を活性化するような取り組みが創意と工夫を持って実現され、それが明確に示されていることが求められる。このような整理をしております。

資料5につきましては以上でございます。

また、資料5に関連して、参考資料1は、大学機関別認証評価のシンポジウムで出された質問と、その対応を整理したものです。これは当機構のホームページにも掲載しているものです。

実施大綱、評価基準につきましては、次回会議におきまして最終確定をいただきたいと考えておりますので、各団体等からの意見を踏まえた修正案について、本日ご意見等いただければと思います。

委員長 ただいまの説明にありましたとおり、資料4、5の真ん中の欄の白丸の方は短期大学機関別認証評価に対する意見で、黒丸は大学機関別認証評価実施大綱に対する関係団体からの意見です。大学機関別認証評価に対する意見も短大の実施大綱、評価基準にも非常に大きく影響してきますので、それもあわせてここにあげたということです。

それを踏まえ、このような修正案を出しましたが、資料4、5の実施大綱、評価基準に関する意見、対応案について、ご意見をいただきたいと思います。

資料4の10ページに、各団体等からの意見ということで、下から4、5行目に、「たとえば平成21年度あるいは22年度など 特定の年度に評価を希望する大学が集中する」とあります。これとの関係で、1ページのところの実施大綱(案)の第2パラグラフのところに「7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている」の「評価を受ける」という意味は、申請をすればそれを受けたことになるのか、申請して、判定をいただくまでを含めて受けたことになってくるのか。これによって、21年度、22年度というのは可能なかどうなのかということが問題になってくるのではないかと思います。通常に考えますと、受けるということは、申請すれば良いだけではなくて、結果までということだと思います。とすれば、19年度が最後の申請の年になってくるのではないかと理解します。しかし、この公大協の意見からは、例示で21年度、22年度があげられており、それ

はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

16年度から7年以内ごとですから、現在設置されている短期大学については、22年度までに評価を実施することになります。したがって、機構の場合、申請は評価実施の前年度受付ですので、21年度に申請をいただければ22年度に実施できるという形になります。

ただ、時間的には2年ぐらいで済みますが、申請し、審査を経て、評価結果が出てくるまで、年で見ると3年にもまたがっているようなスケジュールが組まれていたように思います。

それにつきましては、資料4の8ページをご覧ください。実施大綱(案)のところで、年で見ますと3年にまたがりますが、3月には評価結果が確定しますので、年度では2年度ということになります。

21年度が最後の申請の年と理解しました。

地域貢献は、評価基準では選択的評価事項の正規課程以外の教育サービスの状況で評価することになるのででしょうか。

短期大学に限らず、高等教育機関が行う地域貢献の形というのはさまざまな形があり得るだろうということで、正規の教育活動、あるいは正規の研究活動を通じた地域貢献ということもありますし、正規の活動以外の公開講座、施設開放という形での地域貢献ということもあり得るかと考えられます。その正規の教育活動を通じて行う地域貢献については、基準1から11までの評価基準の中で評価をしていくことになります。その際には、地域貢献ということに関して、各短期大学が有している目的というようなものを踏まえて評価を実施します。地域貢献に関するそれぞれの短期大学が持っている目的を記述していただければ、それを踏まえて正規活動において適切な取組が行われているかどうかというようなことを評価することになると思います。したがって、その選択的評価事項で行う評価は、正規活動以外の教育活動に関して、地域貢献というようなことを目的として掲げている場合にどのようになっているかというような部分を評価するということになるということです。

そのように理解しているつもりなのですが、研究のことは、地域活動のことは、選択的評価事項ということで、各大学は取り組めば良いということになっているのでしょうか。あるいは、これは今回は取り組まなくて、教育活動1本でいくという考え方になっているのでしょうか。

教育とも研究とも違う地域貢献活動というものを切り出して整理をしてはいないということです。地域貢献活動というのは、教育や研究など短期大学が行う活動を通じて行うものであろうという考え方に立っておりますので、地域貢献という切り口ではこの基準は整理をしていません。したがって、正規の教育活動で評価する部分、正規の教育活動以外で評価する部分、それから研究活動で評価する部分、それぞれあるのではないかと整理をしているということでございます。

それでほんとうに十分かどうかということは分からないのですが、24ページの趣旨の中ほどに、幾つ

かの正規課程以外のことが記述してあります。例えば地域貢献ですと国や県や市町村のいろいろな機関の審議会などにも沢山出ていますし、行政のプランなどに随分我々は関わっているわけです。産官学の協同ということを一方向では随分強く言われているものですから、そういうことに対して教官が活動をした場合の業績を、大学の評価として認めないのかどうかというような点は非常に重要ではないかと思えます。どの分野でもそういう専門的な事項によって社会とのつながりが沢山あるのではないかと思えますが、それはここの中にうまく入りますでしょうか。

基本的には、教育活動というものを中心としてこの認証評価を実施していくと整理をしており、目的として意図するもの、意図しないものを全部含めた、大学として行われている全ての状況を網羅的に評価するというスタイルには必ずしもなっていないということで考えますと、審議会における活動で、教育とも研究とも分類しがたいものについて、この評価の中で十分に拾いきれるかというとなかなか難しい部分があるかと思えます。ただし、短期大学の目的としての位置付けで、その教育活動の振興や、あるいは研究活動の振興という観点から、そのような地域の審議会への参画など、短期大学として積極的にバックアップしたり推進したりという取組を図っている場合には、評価をしていくことは可能なのではないかと考えます。

そうすると、その大学を設置した設置者の目的が、そういう審議会に参加してほしいと、例えば公立の場合、県は、はっきりとそう思っているわけです。専門分野の知識をそういうところから吸収したいと思っていますから、設置の目的や、目標のところ、そういうことをこの大学の任務として持っている書き込んでおけば、その評価をしても良いということになるのでしょうか。

基準とのマッチングという部分もあると思えますけれども、それは可能であると思えます。

わかりました。

委員長 これは、公短協だけでなく、公大協の方もかなりこの点についていろいろ質問が出ているかと思えます。公立の地方の大学、短大の場合には、教員というのは、地域における人的資源としても評価されており、地方で短大や大学を設置したというのは、地域の知的中核にしたいということが最初からありますので、大概の公立の短大の場合には、審議会等に出席するのは当然のことであって、それがまた地方の活性化につながっていくという見解だと思えます。そういうことからすると、目的のところ、にその辺のことを明確に書くこととなります。直接教育課程との関係とはならないかもしれませんが、そういう視点は、やはり公立の場合には必要なかと思えます。

多分、今の議論は、この評価基準が教育を中心に見るとなっているのだからいろいろ誤解が出てくるのだと思えますが、正規外の教育サービスが選択的評価事項になる、研究自体が選択的評価事項になるといった意味では、狭い意味の地域サービスを意味していると思えます。残念ながら日本の議論が、アメ

リカの大学における機能のうち、教育、研究、社会サービスと言っているのを、社会貢献と訳したことで誤解が生じ、研究自体が社会貢献ではないかという話になってしまっています。審議会に出席するというのは、教育そのものでもないし、研究そのものでもないで、社会サービスと言われているわけです。そのカテゴリーがないままに、貢献と言ってしまえば、教育だって社会貢献ではないか、地域的な目標の教育であれば地域貢献ではないかとなってしまいますが、狭い意味の正規教育を教育サービスという言葉で使っているわけです。

そういう意味では、選択的評価事項にもう一つ、社会サービスというのがあるのかもしれませんが。それで、社会サービスの設定の仕方が、公立短大ですと、地域社会のサービスというの大きいということになると思います。

ただ、今の基準の構造からいくと、そういう活動というのは、「基準3 教員及び教育支援者」で間接的ですが評価されるわけです。これは教育の観点から教員を見ますが、教員は研究していなければいけませんし、その大学の目的が社会サービスにウェイトを置いていけば、また、社会サービスで逆に教員が勉強して教育するというのであれば、大学が、教員にそういう在り方を期待しているわけですから、そういう形で自己評価すると思います。したがって、目的のところにもそのように書かれるだろうということなんです。

ただ、それを全部強制してしまうと、これは公立短大だけの基準ではありませんし、いろいろな短大がありますので、最低限教育を中心にみるという構造になっています。

そういう意味では、今のご議論を聞いていると、はっきりともう一つ社会サービスというのが選択的評価事項としてあれば、少し整理されるのかと思います。

今の評価基準の構造自体は、教育を中心に作成し、教員については、基準3でファカルティという項目をつくったわけです。ですから、ファカルティの在り方で実際には見ることができないのではないかと思います。

大綱、基準を各関係団体へ意見照会した際に、通信教育協会からご意見はありましたでしょうか。と言うのも、通信教育を持っているところが評価対象にというのは、今のところ多くないと思いますが、評価基準に通信教育の視点が十分に反映されていないという気がしており、ご意見が出るのではないかと感じていました。

例えば、7-1- や というところで、通信教育を開設している場合には、やはり遠隔地に居住する学生のために学習支援が適切に行われているかなどは出しておいた方がよろしいのではないかと思います。

あと、「基準2 教育研究組織(実施体制)」というところに通信教育の特徴があるかと思っています。

基本組織は1つですので、2 - 2 - ではないかと思いますが、やはり通信教育を開設している場合には、添削等による指導、学生支援のところと重複するかもしれませんが、メール等の教育相談というのはどこでもおやりになっているのだと思うのです。そうすると、それに対応する教員としての体制が必要になってきます。そういうことを円滑に実施するのに適切な組織をつくっているかというところだけは押さえた方が、教育を中心とした評価基準としては良いのではないかと思います。通信教育協会からはご意見ありませんでしたか。

通信教育協会には意見照会しておりません。

通信教育協会ですら独自に評価を実施するというような話があり、急にしないということになりました。今、通信教育のことを視野に入れているところが多くないように思います。

委員長 通信教育について、そういうご意見があったということで、ご検討をいただきたいと思います。

先ほどの地域貢献の問題で、もう少しご意見があるのではないかと思います。というのは、この「基準3 教員及び教育支援者」というところから読みますと、地域貢献のようなものが正規の教育活動と関連するという姿があまり見えてきません。ですので、公立大学協会とか公立短期大学協会から、やはり地域サービスの問題等はどうか評価されるのかという意見が出てきています。しかも、公立の場合には、大学の教員が地域においていろいろな審議会の委員になるのは大学の主要な任務であって、当初からそのために公立大学を設置しているということは幾らでもあるわけですので、それは大学としては非常に重要な構成要素であり、そのことを外すということは考えられません。その点から、この大綱、基準は、地域との観点非常に薄いように取れますので、今まで度々このことについては疑義が出ているし、質問等もあるんだと思います。

ご説明いただきますと、かなり分かってきましたが、この文面をそのまま読むとなかなかそうは理解できないところがあるので、選択的評価事項になるのではないかと多くが思ってしまうのではないのでしょうか。

実は、このことは公立だけでなく、最近は地方の国立大学の場合には、公立以上に地域貢献というのを急に言っていますし、地方の私立大学の場合でも言っています。このことは地方によって温度差があるとは思いますが、かなりそのことが大きなテーマにはなってきていると思います。

その件ですが、例えば、各学校で行っている自己点検・評価の中で、おそらく教員は地域貢献を書きあぐねているのではないかと思います。

また、これは公立だけではないですが、例えば、家政科を持っている短期大学ですと、各県でそれぞれ学校保健会があり、その委員として活動している場合があり、栄養科を持っている短期大学も同様に、その教員はそういった会の委員としていろいろ活動されていることがあると思います。

そういう意味で、地域貢献のウェイトを考えていただいてもよろしいのかと思います。

委員長 私立の方も、地方にある私立大学というのは、随分地域貢献に熱心だと思います。しかも審議会等に対して、地方の私立大学の方も随分熱心で、審議会の委員の割り当てが非常に困難な場合もあります。多くの方が是非やりたいというご希望など多く、なるべく摩擦が起きないように均等に割り当てていくという問題が地方ではかなりあります。

さきほどお話があったように、社会サービスというような評価事項を設けていただくと非常に書きやすいと思います。サービスというと、こちらが相手にサービスするだけだと考えがちですが、研究、教育及び地域貢献を3本柱で、お互いが補完し合って螺旋状に大学の質が高まっていくと思います。社会サービスをすることによっていろいろなデータもいただけますし、それがまた教育にも研究にも反映されて、地についた地方大学らしい研究、中央の真似をしない大学、四年制大学を真似しない短期大学ができてくると思います。

そういう意味で、ぜひ社会サービスという柱を立てていただいて、そこへ様々な地域貢献、社会サービスをうまく評価できるような仕組みがあると大変ありがたいと思います。

社会サービスあるいは地域貢献というのは、現在、大変促進し私学でも展開しているところですが、それを評価するというのはなかなか難しい面も備えているように思います。

学校が地域貢献を人事考査にどのように考慮しているのか、お聞きしたい点ですし、また、それは自己点検・評価のところに出す必要があると思います。これは、自分の学校のことを考えても、その項目を人事考査には入れておりますが、その評価は、なかなか難しいと思いますが、いかがでしょうか。

地域からの声がかかり、積極的に活動しますが、そのうちに何か見失ってしまう。つまり、何かとても良いことをしているし、地域に貢献していると思いますが、果たしてそうなのか。自分の学校のことを忘れて、学生を忘れて地域に貢献して、本人は面白いのかもしれませんが、これは推奨されるべきことなのか。そういう意味でこの辺の評価の難しさがあると思います。だから、その活動が教育の充実にどれだけ反映するのかというところをよくお考えくださいというようなことを言わざるを得ない。個人の評価も、その組織の評価もそこに帰着するといえますか、そこではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

機構の大学評価の試行的実施期間に行われた全学テーマ別評価で、「教育サービス面における社会貢献」や「研究面における社会との連携」などを担当してきましたが、いくつかの大学では、既に、教育、研究、社会サービスは、大学の3本の柱として、お互いに影響を与えながら大学が向上していくという考え方をしておりましたし、私自身も評価を通じて、それはこれからの大学にとって追求すべき方向性だろうと感じました。大学の立場からすれば、そのような相互に関係があって、容易に

切り離せない部分をそれぞれの確に把握して、それらを総合的にどのようにもっていくかという方針や施策を明確に作っていくことが望まれると思いますし、それに従って、社会サービスもしっかりとこなしていくことが求められていくことになると思います。しかし、この評価委員会は、短大を評価する側にあるわけでありまして、我々自身が実際にある短大を評価する「評価部会」に所属して、評価を担当していくこととなります。その際に、短大の全ての活動を、この評価委員会で評価することが果たして良いのかどうかということが問われることになるのだと思います。

この認証評価の実施大綱でうたわれているのは、「機関別認証評価は教育活動を中心とした評価」ということであり、その側面を切り出し、評価して情報をフィードバックするということを主眼とするということであると思います。そういうことで、「研究」や「社会サービス」というのは、選択的な基準という位置づけになっています。ですから、そういった短大からのニーズが非常に強いということであれば、それをぜひこの機会にこの評価でやっていただきたいということであれば、無理なくこの認証評価の枠組みにそれを組み込む方法としては、選択的評価事項の一つに、そのような選択肢を含めておくという辺りが妥当なところなのかなと思います。

実際問題としては、大学の目的に「社会サービス」に関する事項を明確に書いていただいて、特に、認証評価は教育活動中心の評価という趣旨に沿って、「社会サービス」が教育にこういった形で影響している、役立っているという視点から評価が行われるのであれば、この認証評価の中でも評価の対象として選択的評価事項に自然に位置づけられるようになるのではないかと思います。いずれにしましても、評価する側で、常に地域貢献に関する評価するのであれば、その経験の深い評価担当者を準備しなければいけなくなりますし、そのように評価の枠組みが広がりますと評価部会そのものも大きくせざるを得ませんし、特に、一定の年度に評価する短大の数が集中したりしますと、評価そのものが実施可能かというようなことも問題になりかねないということも考えますと、選択的評価事項に位置づけるといった辺りが妥当ではないのかという印象があります。

社会サービスと申し上げたのは、もし評価を行うのであれば選択的評価事項においてという意味です。と言うのは、認証評価は満たしているかどうかという判断をしなければいけない部分が必須で、教育活動を中心に行います。選択的評価事項の部分は、短大の目的に照らして優れているかどうか評価しようということで、基準も変わってきます。社会サービスを満たしているかどうかという評価をしてしまうと、これは動員する評価担当者の問題も関わってきます。ただ、明示的ではないので、正規課程以外の教育サービスと研究が選択的評価事項にあがっていますが、社会活動もやっぱり選択的評価事項にはあり得るというようにするかどうかということかだと思います。

いろいろご意見を踏まえまして今後検討させていただきたいと思います。選択的評価事項に、そう

いった審議会への参加なども評価でき得るような形を考えてみたいと思います。入れ方としては、別の基準を立てるといような考え方もあるかと思いますが、また、それだけで1つの基準ということでは、ややボリューム的に不十分ではないかということがありますので、場合によっては、正規課程以外の教育サービスという部分の定義や整理の仕方を若干変えまして、正規教育活動以外、あるいは研究活動以外の社会サービスというような広い定義の中で、評価をしていくというようなことなどの形で何らかの整理をする方向で検討をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

今のご発言で、大変ありがたく思います。選択的評価事項で結構です。詳しく評価するというのではなくて、目的の中で、その大学の特徴に応じて地域貢献の柱の太さが決まるので、細い柱しかない大学もあれば、比較的太い柱を立てなければその大学の特徴が表せないような大学もあると思います。その目的の設定のところでその自由度を与えていただければ、今のような取扱いで十分だと思います。それは、必ず教育にもはね返ってきますし、研究にもはね返ってきますから、それだけ全然触れないというのはいかがかなと思っておりました。

地域貢献とか、研究面でいうと受託研究などいろいろありますが、教員が個々に審議会などに出席して活躍する、その辺のところはかなりスポットがあると思います。今は、地域へ学生と教員が一緒に入っていくことは、教育の中に取り込まれています。受託研究があるような場合にも、個々の教員のみがやるのではなくて、それぞれの短大にある専門性との関連で、学生も一緒に行っているという事例が大変増えてきています。そういうことから言うと、いわゆる教育というものをどう考えるか、学内だけの教育ではなくて、学生も含めた、社会的な単なるフィールド・ワークということだけでもなく、そういう問題が随分出てきていると思います。現在、「特色ある大学教育支援プログラム」などで、文部科学省でも各大学に積極的に働きかけているような部分があります。これは、今回ここに盛り込めるかどうか分かりませんが、これからの大学のあり方として、かなり明確に位置付ける必要のある問題ではないかと思います。

委員長 最近の風潮からすると、特にそういう面が強いかと思います。そのようなことも含めて、もう一度ご検討いただければと思います。

もし、今後そういった意見についてさらにご意見がございましたら、文書等で事務局にお出しいただきたいと思います。ほかの点で何かご意見ございますでしょうか。

資料5の1ページ目に、「設置基準のレベルなのか、または、高等教育機関としてのファーストステージとしての教育基準のレベルなのか等を明示してほしい」という意見の対応が、「評価は各短期大学の目的等に基づき行うものであるため、評価基準で一定のレベルを定めるのは困難である」となってお

ります。こういう面もありますが、認証評価は、基準を満たしているかどうかという評価ですので、この対応案は少し違ったことになってしまうのではないかと思います。満たしているという以上は、こちらの方に基準があると言っていて、それが、設置基準のレベルか、高等教育のファーストステージというのは、何かの水準、機能をいっているのだと思います。対応自体は、機構において、短期大学設置基準に基づいて短期大学の必要な内容として考えている基準を設定しているんだというようなことでないといけないような気がします。

ご指摘のとおりだと思いますので、表現については少し工夫します。

資料5の8ページ目で、「認識度を加えることが重要である」というシンポジウムでのご意見への対応案として「周知」という言葉を加えられたのですが、しっかりとした公表をしているかどうかということは評価できても、基準に「周知」まで課し、各高校の進路指導者が知っているかということを経済にするのは少し厳しいと思います。それから、この基準で、短大の目的についても社会に周知しているということまでは基準に課してなくて、公表しているかということと、構成員に周知しているかということを経済に課しています。社会に周知しているかについて計測できるのかという点で、少し厳しいのかと思います。そういう意味では、基準4-2で実際に適切な実施があれば良いかと思いますし、もともとそういう構造になっていたのではありません。

もう一つは、基準4-2について、「入学者選抜」となっていますが、「選抜」という概念は狭過ぎて、それで「アドミッション・ポリシー」という言葉を使っているわけです。それで、ここでは日本語に訳さないということになり、また、用語集で解説されるのかと思いますが、そういう意味では、ここは「選抜」ではなくて「受入」という言葉を使った方が良いかと思います。

また、通信教育に関わる修正について、私立大学通信教育協会にご意見を聞いていただいた方が良いのではないのでしょうか。

委員長 通信教育については、そういうこともお考えいただきたいと思います。

大綱、基準については、この委員会だけではなく、大学機関別認証評価委員会でもいろいろなご意見等が出てきますと、それがこちらにも非常に影響しますので、大学機関別認証評価委員会の方とも連携を取りながら、また再度検討し、深めていきたいと思っております。

他のことについてのご意見をいただく問題も残っていますので、この件について、さらにご意見のある方は文書等で事務局の方にお出しいただくということにさせていただいて、次の議題へと移りたいと思います。

それでは、議題(3)の自己評価実施要項及び実施要項の作成に当たっての検討課題について、まず事務局から説明願います

お手元の資料7をご覧ください。前回委員会で自己評価実施要項作成等に当たったの検討課題に対してご意見をいただき、今回そのイメージなどをご提示させていただくということでしたので、自己評価実施要項のイメージとして冊子のものをご用意させていただきました。これは、機構では3年間の試行的評価の経験を経て、今年また高等専門学校認証評価の試行的評価を実施しており、その要項をベースにしたものです。

このイメージとしての自己評価実施要項ですが、「はじめに」にあるとおり、対象短期大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法について記載したものであり、各短期大学が自己評価を行う際の手引的なものです。目次の構成ですが、第1章で、対象短期大学、実施時期、評価の内容を、第2章で、目的、基準ごとの自己評価についての方法を、第3章で、選択的評価事項の自己評価の方法を、第4章で、自己評価書の作成、提出方法などを記載しております。

1ページ目に、「第1章 短期大学機関別認証評価の対象及び内容等」がありますが、こちらは、
、
として、対象短期大学、実施時期、評価の内容での構成でいかがかということです。対象短期大学については、学長から評価の要請のあった短期大学を対象とし、対象短期大学組織全体を単位として実施するというものであり、実施スケジュール等は大綱等での記載のとおりです。評価の内容ですが、こちらは大綱を受けて、各短期大学の総合的な状況を基準ごとに満たしているかどうかの判断を中心として評価を行うということであり、選択的評価事項については、希望する短期大学のみを対象に、目的の達成状況について評価を行うということです。

2ページ目の第2章以降については、具体的評価方法を記載しております。自己評価は、まず目的、それから基準ごとの自己評価で構成されておりますが、評価においては自己評価が重要な位置を占め、また、短期大学の目的を踏まえた形で自己評価を行うことが重要であることを明記した上で、プロセスとして表で整理しております。目的を踏まえて基準ごとの自己評価を行う際の観点ごとの自己評価につきましては、状況、分析結果、根拠理由等を書くこととなるということです。基準ごとの優れた点、改善を要する点の判断をして、基準ごとの概況の記述をして、最終的な自己評価書としてまとめるというイメージです。

3ページ目から、その具体的な内容で、まず「目的」の記述です。(1)では、趣旨として機構の設定する基準に基づき、各短期大学の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を行うに当たり、その個性が十分発揮できるよう目的を踏まえて評価を行うよう配慮しているので、各短期大学は目的を明示することが重要であることを記載しております。(2)は、「目的」の記述に当たったの留意事項であり、まず「目的」の意義ということで、位置付けを明確にしております。「目的」とは、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようと

している基本的な成果」と位置付け、短期大学が現在周知・公表している目的だけではなくて、その目的から派生する内容も含めて、個性や特色が活かされるよう考慮していただければという記述になっております。それから、目的と基準との関係ですが、目的の記述に当たっては、適切な自己評価を行うことができるよう、基準との関係に留意してくださいということです。（３）では、「期間を定めた目標等を有している場合は、その目標等の達成状況などを評価に反映させる事が可能であるので、目標等の基本的な内容を「目的」として位置付けて、整理・記述することが必要である」ということを記載しております。（４）では、学科・専攻科ごとの独自の目的がある場合の記述ですが、こちらも共通したものを記述した上で、独自の「目的」を記述することによって、学科・専攻科ごとの特色も出せるということを記載しております。（５）では、箇条書き等簡潔な記述をお願いしております。「目的」については、4,000字以内という数字を入れており、イメージとして、本冊子程度のサイズで2ページ分程度です。

次に「基準ごとの自己評価」について、1では、まず観点ごとの自己評価を実施し、優れた点、改善を要する点を抽出し、基準の概況を記述していただくという流れ、評価に際しては、アウトカム、アウトプットだけではなくて、インプット、プロセスについて評価する基準もあるので留意いただくということを記載しております。

2の（１）では、基本的な観点にしたがって分析していただきますが、基本的な観点は、機構として当該基準を満たしているのかどうか判断するために必要な最低限の観点だということ、その基本的な観点到に係る状況の分析に不足がある場合は、不足分の基本的な観点的状況の分析を求めることもあり得るということに記載しております。（２）では、短期大学の状況や目的に応じて、独自の観点を設定して整理いただくことが可能であるということに記載しております。

3は、観点ごとの自己評価です。（１）では、観点にかかる状況、分析結果、根拠理由を記述いただくという形、ただし、観点の1-1-、は、分析結果、根拠理由等は記述する必要はないという整理になってございます。その詳細な流れとして、まず は、過去の状況を含めて記述するなど、その状況を書いていただくこととしております。 は、その観点ごとにどのように分析するのかということで、検討中としております。 は、根拠理由として、「分析結果」等の記述をした理由等を当然記載する必要があり、その際には簡潔な記述になるように留意いただきたいと記載しております。（２）は、各基準について必要と考えられる根拠データ等は例示してあるということです。（３）は、学科等ごとの取組を全体としてどう評価するかということを検討中とさせていただいております。

4では、観点ごとの分析を行っていただいた上で、「優れた点」「改善を要する点」の記述について、「目的」を踏まえて特に重要な点を抽出、記述いただき、該当がない場合は「該当なし」としてはいか

がかということですが。

5では、基準ごとに「概況」の記述を行うと記載しております。

6では、基準を満たしているかどうかの判断は、自己評価では行う必要はなく、その判断は、機構の評価において行うということ。一部に問題があると分析された観点がある場合でも、基準全体として満たしていないという判断に直接結び付くわけではないと記載しております。

8ページ目に、選択的評価事項の方法を記載しております。こちらも、基本的な流れとしては基準ごとの自己評価と同様ですが、選択的評価事項は、基準に照らし短期大学の目的の達成状況を評価するという事となっております。の1では、仮置きですが、達成度の評価ですので、例えば達成度を「十分」「おおむね」「やや不十分」「不十分」などというような、4段階ということも考えられるということで、高専のものを参考とし、記載しております。

2では、「目的」の記述に当たっての留意事項を記載しております。選択的評価事項においては「目的」の達成状況を評価することから、選択的評価事項にかかる「目的」が重要な位置を占めることになるので、具体的、明確に記述、整理いただくということです。

9ページ目の では、選択的評価事項の自己評価のプロセス等は、ほかの11の基準と同様に行っていただくということを記載しております。

第4章では自己評価書の作成・提出方法として整理しております。前文に、この章の、自己評価書の構成と自己評価書の作成方法、自己評価書の提出方法という構成を記載しております。自己評価は、組織全体として行い、必要に応じて準学士課程、専攻科課程ごとに行い、自己評価書の作成も同様の区分で行っていただきたいということでございます。

では、自己評価書の構成を、 では、自己評価書の作成方法を記載しております。1の対象短期大学の現況及び特徴について、(1)で、わかりやすく紹介するために、原文のまま報告書に掲載することとしてはどうかということ、(2)で、現況及び特徴を2,000字、A4の1枚程度でまとめることにしてはどうかということ、(3)で、「現況」の欄については、大学名、所在地、学科・専攻の構成、学生数等々基本的なところを記述いただければいかがかということですが、実際のイメージとして、全体のものが34ページにあり、35ページが、短期大学の現況及び特徴となっております。このような形で記載していただければいかがかということですが、2の目的ですが、そのイメージが36ページの例です。

(2)で、記載内容は、「目的」についても原文のまま評価報告書に掲載し公表するという事ではいかがかということ、(3)で、「目的」に短期大学の使命、基本方針、達成しようとしている内容が含まれていないと判断される場合には、再提出を求めることがあるということではいかがか、ということですが、

3の基準ごとの自己評価では、基準ごとに3,000字、概況は基準ごとに1,000字という字数制限を設け、

その根拠資料のデータは字数制限外という案です。ただし、基準によっては、その観点の数が異なりますので、基準全体として、3,000×11基準の33,000字以内程度であればかまわないこととし、超える場合は別途協議という形にさせていただいております。概況は、短期大学の状況を社会にわかりやすく伝えるため、原文のまま評価報告書に掲載することでいかがかということです。観点ごとの自己評価で、その根拠資料としてデータ等を提出いただくわけですが、データ等が不足している場合は、関係資料の追加提出を求めることができるとしてはどうかということです。では、実際の提出方法として、提出部数、様式、外字、漢字コードの制限などの点を記載しております。提出された書類に不備がある場合は、再提出、追加提出を求めることがあるということで、また、その指定した分量を大幅に超えるような場合も、再提出を求めることがあるということも記載しております。34から40ページまでがそれらのイメージということでご覧いただければと思います。

14ページ以降ですが、別紙1に基準及び自己評価の根拠となるデータ等ということで、基準及び基本的な観点を提示しながら、それらにはどのような根拠資料が考えられるかということの例示をさせていただいているものです。これは、再度整理が必要ですが、今後どのようなデータが必要かについて、ご意見をいただければと思いますので、ご覧置きください。

実際の内容といたしましては、6ページで枠囲いをして検討中としているものを、別途資料8ということで整理しております。資料8は、冒頭に、短期大学全体として状況を分析、整理するということと、必要に応じて学科、専攻科ごとに分析整理するという実施大綱の抜粋を記載しております。「1 観点ごとの分析」は「機構の評価の目的（各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること等）、短期大学側、機構側それぞれの事務量、評価担当者の負担等を考慮し、自己評価書における評定をどのように実施するか」についてご意見をいただければというものです。例えば、段階を示す定型句による評定を行わない場合は、観点ごとに、短期大学における観点の状況を分析・整理して、その結果について、よりわかりやすい表現で評価し、その理由を記述すること。段階を示す定型句により評定を行う場合は、その評価結果について、段階を示す定型句による評定を行って理由を付していただく整理しております。段階を示す定型句による評定は、高専の試行的評価の例であり、そこでは4段階の評定を行っているところです。

「2 各学科等の取組状況の分析と短期大学全体の取組状況の分析等の関係について」は「必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理する場合に、機構における評価の実施（評価報告書の作成までを含む）等を見据えどのように実施するか」についてご意見をいただければというものです。まず、分析する場合に、「原則として、「構成する観点について全ての学科・専攻科等ごとの状況を把握することが必要と考えられる基準（例えば：基準3、基準4、基準5、基準6）における観点」とした上で、各

基準の性格を踏まえ、短期大学全体として基準を満たしているかどうかを判断することとしてはどうか。なお、短期大学全体の状況を分析することにより、学科・専攻科等ごとの状況を過不足なく分析できる場合には、必ずしも学科・専攻科等の記述は要さない」ということでどうかということです。次に、「学科・専攻科等ごとに分析した各観点に関して、その状況を総合して短期大学全体の状況として整理・評価し、記述することが必要である。その方法については、各短期大学の目的を踏まえた学科・専攻科等の構成等も勘案して、各短期大学において判断」ということでいかがかということです。以上、2点につきましては、本日ご意見をいただき、実施要項等について再度整理をさせていただければと思っております。

資料8の2つの点については、自己評価実施要項(イメージ)の中にも字句として入れ込んでおりませんので、別途整理したものを提示させていただきました。

また、場合によりましては、自己評価実施要項と、今後、機構側の評価担当者用の手引きと併せて検討していく事項等もあろうかと思っておりますので、積極的なご意見をいただければと思っております。

また、お手元の参考資料2をご覧ください。前回委員会で、自己評価実施要項や手引きなどの作成や具体的な評価方法を検討するに当たり、どの程度の数か機構に申請してくるのか分からないと、その内容も違ってくるのではないかというご指摘をいただきました。前回委員会では調査中でありましたが、6月16日現在の集計結果が出ましたので、提示させていただいております。当機構に申請を予定しているのは、68短期大学です。国立1、公立19、私立48の内訳となっております。意向調査の送付数445に対し、回答が385であり、回答率は86%強となっております。その385のうち、申請機関を未定としている短期大学が51短期大学あります。回答数から申請未定数を引いた他機関申請予定数と機構への申請予定数の比率は、4対1ぐらいなので、申請未定数、未回答の20%と、申請予定68を足すと90程度になり、それが機構に認証評価を申請してくる短期大学数と推計されます。それらも踏まえ、要項等についてご意見をいただければと思っております。資料について以上でございます。

委員長 ただいま、自己評価実施要項(イメージ)と、自己評価実施要項作成についての検討課題の説明があり、これらについてのご意見をいただきたいと思います。

また、参考資料2として、意向調査の集計結果が出されております。ここで、特に公立が申請機関未定となっているのは、経費の点がまだ空白となっていることが一番大きな原因と考えられます。これは公立の場合には、その辺がはっきりしないと判断もしにくいという事情があります。したがって、申請予定でも、短期大学の意向か、設置者を含めた意向なのか分かりませんが、公立の場合、設置者の意向が非常に大きく反映いたしますので、あくまでも参考程度にお考えいただきたいと思います。それから、私学が当機構への申請を予定しているというのは、案外、機構の評価費用の方が安いのではないかと

う希望的観測も働いているのではないかという感じもします。いずれにしても、評価費用の問題がはっきりしないと、確実な意向調査結果は出ないのではないかと思います。

実施要項については、高専の例に沿って作られているようですが、大学機関別認証評価では、そこまで進んでいないとのことでした。

自己評価実施要項（イメージ）の2ページ、3ページにかけた「目的」の記述のところでは、「目的」をどの程度具体的に整理・記述してもらおうかというようなことが書かれておりますし、観点ごとの分析に際し、どのような形で行うのかということも、提示されておりますので、ご意見をいただければと思います。

高専の機関別認証評価で、資料8にあるような4段階の評定を観点ごとに行うことが自己評価実施要項に記載されておりますが、その点は短大の機関別認証評価の実施要項では検討中となっております。この資料8の1に関して、私はどちらかというと、観点ごとに「優れている」「相応である」「一部問題がある」「問題がある」といったような定型句を用いた4段階評定はしない方が良いのではないかと思います。

この認証評価は、質の保証ということ、短大の改善・向上に資するということが、社会にわかりやすく公表するということの3つの目的を持っており、その目的を達成するために、評価のプロセスがどうあるべきかという原点に常に立ち返って、その方法を検討することが大切であると思っております。その点で、まず、大学自身が、自分たちを高めていくために自分たちの状況を的確に把握し、自分たちの特徴を、いかに社会に自己表現していくかというところをかなり自覚する必要があるだろうと私は考えています。そういうことで、自己評価中心の評価のプロセスが組まれていることは良いと思います。その一貫として、7ページにある「概況」の記述というのは、今までの試行的な段階の評価ではなかったところなのですが、基準ごとに、短大にその基準に関する状況の概要を記述していただいて、それをそのまま評価報告書に転載するというのを、提案させていただいております。それに基づいて機構側が評価結果をまとめるという方式で、短大からの記述と、機構の評価の記述とが対比的に構成されるような形で評価報告書を作っていくのはどうかという提案です。この辺は、試行的評価では行っていないので、検討課題の1つになると思います。

また、4の「優れた点」及び「改善を要する点」についても、改善に資することを大学にもっと意識していただけるように改訂してほしいと思っております。試行的評価では、改善点については、改善を要する点、問題のある点といったネガティブな表現で取り上げることにしておりましたので、大学としては欠点をさらす形にもなりますので取り上げにくいということがあったと思います。また、改善点ということでは、大学側としては、良い点をもっと伸ばしていくために力を入れたいというこ

ともあると思います。そこで、特徴点という形で、自分たちの大学の活動の状況を、「優れた点」「問題のある点」、それから「特色のある点」といった形で、自分たちの大学の基準に関する活動の特徴点を取り上げてもらい、それから新しい工夫として、それとは別に、それらの特徴点などを受けて、自分たちの大学を、こういう点について改善していきたい、こういう点について向上させていきたいという「改善・向上計画」といったものを書いてもらってはどうかと思っています。他でも「改善計画」のようなものを明らかにする評価が行われているということも伺いましたし、そういう工夫の余地がこの6ページの4のところにあるのではないかと考えております。

また、評価結果として、我々は基準を満たしているか満たしていないかということと判定するという、最低限の作業がありますが、それに資する情報を観点の分析状況から得ていくということになるわけです。基準を満たしているか否かということと判定するためには、個々の観点の状況に関して、例えば「相応である」「優れている」という判定に労力をわざわざ割く必要はないのではないかと考えます。そういう意味で、まず細かい段階的な定型句は必要ないと考えております。

また、改善に資するということは、いろいろな角度からの検討を通して、良い点と悪い点を洗い出して、それを整理していくということが大切ということだと思います。その意味で、観点というのはいろいろな方向性を持ったベクトルという概念化がある意味でできると思いますが、それを、「優れている」「相応である」「問題がある」といったような、一次元的な尺度に還元してしまうことは、改善に資するという目的と相矛盾する点が出てくるのではないかと懸念されます。逆に、試行的評価のマスコミ発表のときに、我々はさんざんこの評価結果は大学間の比較はできないということを強調しながらも、結局新聞紙上に出てしまうと、大学のランキングという感じの報道がされてしまうという経験もしてきていますが、そのような一元的な尺度が評価結果に表れてきますと、またそういったことに当然誘導されていくことにもなりかねません。

それから、基本的な観点をいろいろ見てみますと、例えば「定員数に対して学生が適正か」というような観点があるわけですが、その適正であるというのを「優れている」「相応である」「一部問題がある」「問題がある」というふうはどうやって判断するのだろうかといったようなことも出てきます。さらに、1つの観点の中に、幾つかの小観点みたいなものが含まれている観点もありまして、この部分は問題だけれど、この部分は良いというようなことも当然出てくるわけでありまして、それを平均的に4段階の定型句で表現してしまうと、その詳細な長短が埋もれてしまうといったことも起こりやすくなります。また、資料8の2の「学科ごとの問題」とも絡んできますが、幾つかの学科が含まれているときに、ある学科では問題があるが、ほかの学科では良いかといったような差も出てくると考えます。そのような場合は、それぞれの学科の特徴を、その特徴を的確に表現できる言葉で記述できる方が、改

善にも結びつきやすいし、社会にもわかりやすくなるだろうということです。

そういったようなことで、観点ごとに、1つの定型句で、「優れている」「相応である」等々の段階を評価するのは適切ではないと思います。基準を満たしているかどうかというのは、そういった幾つかの観点の状況を評価する側が把握して、要素還元主義的に足し算や平均を取ることで、満たしている、満たしていないと判定されるものでは決してなくて、分析的に状況を把握した要素同士の相互関連も勘案しながら、専門的な経験を踏まえた評価部会の委員の方々の見識のもとで、システムの・総合的に判断して、基準を満たしているかどうかを判定していただくということで良いのではないかと考えています。もちろん、評価結果の理由は明確に大学に伝わるように記述すべきでしょうし、特に、基準を満たしていない場合には、その理由を観点の分析的な状況を踏まえて明確に表現して大学側に伝えれば良いのではないかと私自身は考えております。

この方法で一番問題となる点は、基準を満たしていないというときに、その理由が明確に大学側に伝わるかどうかという点だと思います。その点では、観点ごとに細かく分析して、これだけの数の問題点があるから基準を満たしていないと判定したといった定量的な理由があると、大学側から反論があった際に比較的論駁しやすいのかもしれませんが、大学の活動というのは単に要素の加算的なものでないことは明らかですし、基準を満たしていないという状況は、専門家で構成された評価部会であれば、その理由は明確に同定できることではないかと思っておりますので、私はその辺は楽観的に考えています。

委員長 おそらく、各委員いろいろ考えておられることはあるかと思っておりますので、もしご意見がございましたら、文書等にして事務局の方にご提出していただければ大変ありがたいと思います。

次回委員会が7月9日ですので、できれば1週間後ぐらいまでにご意見をいただければと思います。

委員長 よろしくご協力方お願いいたします。本日はどうもありがとうございました。